

令和3年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年3月18日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月18日 午前9時00分宣告(第4日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	板 倉 浩 幸
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	6番	黒 川 勝 好	7番	伊 藤 俊 一
	8番	飯 田 雅 広	9番	中 村 英 子
	10番	佐 藤 茂	11番	吉 田 正 昭
	12番	奥 田 信 宏	13番	安 藤 洋 一
	14番	高 阪 康 彦		
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政策推進室	室 長	黒川 静一		
	総 務 部	部 長	浅野 幸司	次 長 兼 税 務 課 長	鈴木 孝治
		総務課長	戸谷 政司		
	民 生 部	部 長	寺西 孝	次 長	佐藤 正浩
		子 ど も 長 課	舘林 久美	保 険 医 療 長 課	不破 生美
		介 護 支 援 長 課	後藤 雅幸	健 康 推 進 長 課	小澤 有加
	産 建 設 業 部	部 長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次 長 兼 水 道 課 長	伊藤 和光	下 水 道 長 課	浅井 修
	消防本部	消 防 長	山田 靖		
教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教 育 課 長	鈴木 敬	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 務 会 局	局 長	小島 昌己	書 記	萩野 み代
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 選挙第4号 海部地区水防事務組合議会議員の選挙
- 日程第2 議案第23号 令和2年度蟹江町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第3 議案第5号 蟹江町固定資産評価審査委員会条例及び蟹江町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第7号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第8号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第9号 蟹江町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第8 議案第10号 蟹江町介護保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第13号 蟹江町国民健康保険出産費資金貸付事業条例の廃止について
- 日程第10 総務民生常任委員会所管事務調査報告及び提言
- 日程第11 議案第11号 蟹江町コミュニティ・プラント整備事業分担金に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 蟹江町下水道条例等の一部改正について
- 日程第13 防災建設常任委員会所管事務調査報告
- 日程第14 議案第3号 令和2年度蟹江町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第15 議案第4号 令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第14号 令和3年度蟹江町一般会計予算
- 日程第17 議案第15号 令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第16号 令和3年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第19 議案第17号 令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計正予算
- 日程第20 議案第18号 令和3年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第21 議案第19号 令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第20号 令和3年度蟹江町水道事業会計予算
- 日程第23 議案第21号 令和3年度蟹江町下水道事業会計予算
- 日程第24 発議第1号 新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化求める意見書の提出について
- 日程第25 発議第2号 新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化求める意見書の提出について
- 日程第26 発議第3号 国立病院の機能強化を求める意見書の提出について
- 日程第27 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第28 選挙第4号 海部地区水防事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第29 議案第23号 令和2年度蟹江町一般会計補正予算（第11号）

追加日程第30 議案第24号 令和3年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）

○議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和3年第1回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をよろしく願いいいたします。

お手元に、発議第1号、発議第2号及び発議第3号の意見書提出議案、総務民生、防災建設の各常任委員会審査報告書、総務民生、防災建設の各常任委員会所管事務調査報告書が配付してあります。

本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力お願いいたします。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

○議長 安藤洋一君

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○議長 安藤洋一君

日程第1 選挙第4号「海部地区水防事務組合議会議員の選挙」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 小島昌己君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、選挙第4号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第4号は精読とされました。

なお、選挙第4号は、午前中の休憩時間に防災建設常任委員会を会議室で開催し、組合議会議員の選出をお願いいたします。

また、選出されましたら、議長までご報告をお願いいたします。

○議長 安藤洋一君

日程第2 議案第23号「令和2年度蟹江町一般会計補正予算(第11号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

皆様、おはようございます。

それでは、ご提案申し上げます。

議案第23号「令和2年度蟹江町一般会計補正予算（第11号）」。

令和2年度蟹江町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,061万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170億3,968万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月18日提出。

蟹江町長 横江淳一。

4ページのほうをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございます。

こちらのほうは、国の補正予算による交付金を活用いたしまして、学校2校のトイレを洋式化するものでございます。追加といたしまして、9款の教育費、2項小学校費、事業名としまして小学校施設整備事業、金額が6,809万円でございます。それから中学校費、3項の中学校費、中学校施設整備事業といたしまして7,805万6,000円を追加するものでございます。

変更分といたしまして、こちらのほうはワクチン接種に係る国のスケジュールの変更に伴いまして、繰り越し対応をさせていただくものでございます。

4款の衛生費、1項保健衛生費、事業名が新型コロナウイルスワクチン接種事業、金額を518万円に補正させていただくものでございます。

続きまして、第3表 地方債補正でございます。

追加、起債の目的といたしまして、新蟹江小学校のトイレ改修事業、限度額を5,090万円、それから蟹江北中学校のトイレ改修事業、限度額を5,780万円、合わせて1億870万円とさせていただくものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、8ページ、9ページをお願いいたします。

8ページ、9ページ、歳入でございます。

今回の補正案につきましては、先ほど申し上げましたように、国の補正予算を活用いたしまして、学校のトイレの洋式化の改修工事、それとコロナワクチンの接種に係るスケジュール変更に伴う財源の繰り越し等の費用を計上させていただくものでございます。

歳入補正といたしまして、15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、補正額が51万4,000円の減額補正でございます。内訳といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を減額させていただくものでございます。

それから、22款の町債、1項町債、3目教育債、補正額のほうが1億870万円の増額補正でございます。内訳といたしまして、新蟹江小学校のトイレ改修事業債といたしまして5,090万円、それから蟹江北中学校のトイレ改修事業債といたしまして5,780万円の補正の内容でございます。

続きまして、歳出でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出の内容でございます。2款の総務費、1項総務管理費、8目財政調整基金費、補正額が498万5,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして、財政調整基金積立金としまして498万5,000円ということでございます。こちらのほう、国からの交付金の補正計上によりまして歳入超過になりますので、その分を積み立てるものでございます。

それから、4款の衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額のほうが51万4,000円の減額補正でございます。内訳といたしまして、郵便料、通信運搬費ですね、郵便料としまして171万4,000円の減額をさせていただくものでございます。その他、委託料といたしまして、2種類ございます。接種券等封入封緘業務委託料、それからワクチン接種記録システムの導入委託料、合わせまして120万円の、こちらのほうは増額補正でございます。

それから、9款の教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額のほうが6,809万円の増額補正でございます。内訳といたしまして、小学校施設整備事業といたしまして、設計監理委託料として209万円、それからトイレを洋式化するための校舎修繕等の工事としまして6,600万円の補正でございます。

それから、3項の中学校費、1目の学校管理費で、補正額のほうが7,805万6,000円の増額補正でございます。小学校と同じように、1校の中学校の設計監理委託料が209万円、それと工事請負費としまして、校舎修繕の工事費として7,596万6,000円の増額の補正でございます。

以上のとおり、提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

今回の補正で、まずお聞きしたいのが、今回、新型コロナワクチンの接種事業の繰り越しが出ていて、また歳出で委託料が追加されているんですけども、基本的に前の議会のときに最初の郵送料から、その辺を採決して補正予算として通したんですけども、そこで、今、部長のほうからスケジュールの関係で遅れたことで、また新たにということなんだけれども、実際、当初3月末までは、最初の第一段を郵送できるということで、急きよ議案として出てきたんですけども、前回。今回、それ自体の接種の予想の委託料について、業者との関係、3月末で契約していたのか、それ以降も、その辺の契約の内容が分からなくて、今回、精算じゃなくて繰り越しにしますよね。その辺の仕組みがちょっと、補足的でいいのですので、お願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

今、板倉議員のほうから、郵送料の件でお問い合わせを頂戴いたしました。当初私どもといたしましては、65歳以上の高齢者の方、接種券を3月中に郵送させていただくように準備を進めておまして、国のほうから予算化するというところで、当町におきましては、郵送料につきましては、ごめんなさい、2月の臨時議会ですね、19日に提案させていただいて議決を頂戴したばかりでございました。しかしながら、ワクチンが4月以降しか来ないことが判明いたしましたので、これを完全に手を下ろさせていただきまして、4月以降に新たに郵送させていただく形にさせていただきました。

それで、その中でも、接種券だけでなく、4月以降は予約票も併せて入れることになりましたので、これ封緘手数料が20万円増えておりますけれども、11ページですね、ここにつきましては、予診票も、これも封筒の中に併せて封入すると作業の料金もちょっと増えてきたというのが、この20万円の内訳でございます。郵送料につきましては、3月に送らせていただく分をちょっとここで下ろさせていただいたと、そういう内容でございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

当初の目標の臨時議会で可決した郵送分については、一旦ここで精算をして、その精算額が171万4,000円、一旦精算をして、また新たに繰り越しをして、繰り越しの補正で新たに補正後で518万円を加えると解釈すればいいんですか。

○民生部長 寺西 孝君

また、後ほどでございますけれども、第24号議案の中で、郵送料につきましては、再度精算したものを提案させていただくように今なっております、郵送料といたしまして、またトータル的に674万7,000円かかるような予算計上をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

6番 黒川です。

今回の補正で、私の地元の新蟹江小学校と北中学校トイレの改修ということで、今、上がってきたわけですが、トイレの改修は、完全な洋式化ですか、どういう形でやられますか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今回させていただくのは、議員おっしゃったとおり、新蟹江小学校と蟹江北中学校のトイレブースの洋式化改修事業になります。全てのトイレを洋式化100%にするわけではなく、一部和式も残しながらの改修になります。

以上になります。

○6番 黒川勝好君

一部ってどういう形か分かりますけれども、普通の家庭はほとんど洋式化になっておりますからいいんですけれども、個人の家はいいんですけれども、不特定多数が使う学校などで。一部の方はやはり抵抗を感じる方もおみえになります。

この間、どこかのテレビだったかな、そういうのもやっておりました。完全に洋式化してしまうのもちょっといかなものかということが問題になっておったものですから、今ちょっとお伺いをしたんですけれども、完全じゃない、一部残していただけるということでしたら、使い分けができるということで、結構でございます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第23号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は精読とされました。

○議長 安藤洋一君

日程第3 議案第5号「蟹江町固定資産評価審査委員会条例及び蟹江町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」

日程第4 議案第6号「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

日程第5 議案第7号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」

日程第6 議案第8号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」

日程第7 議案第9号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」

日程第8 議案第10号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」

日程第9 議案第13号「蟹江町国民健康保険出産費資金貸付事業条例の廃止について」

を一括議題といたします。

本7案は、総務民生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長、吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○総務民生常任委員長 吉田正昭君

それでは、報告させていただきます。

総務民生常任委員会に付託されました7案件につきましては、去る3月8日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第5号「蟹江町固定資産評価審査委員会条例及び蟹江町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、なぜ今になって押印廃止に取り組まれたのかという内容の質疑がありました。

これに対し、現政権の行政改革・規制改革担当大臣から方針が出され、本年1月の通常国会で押印廃止の関連法案が提出された。総務省から地方自治体に対して、国と同様に見直しをするよう要請があり、愛知県においても、本年1月から一部手続きを除き、押印廃止がされている。そうした状況を踏まえて、当町においても、押印廃止を行う方針を立てて進めたという内容の答弁がありました。

次に、押印廃止の基準は何か。また、押印の見直しを行うものはどれくらいあるのか。なぜ行革担当でない総務課が担当課になったのかという内容の質疑がありました。

これに対し、押印廃止の対象は、住民や事業者の負担軽減や利便性向上を目的に、申請、届け出のうち、押印を求めているものに対して廃止するものである。押印廃止の対象となる様式は1,000件ほどある。条例、規則、要綱等、全ての法規を短期間で改正する必要があるため、法規担当部署である総務課で取りまとめを実施したものであるという内容の答弁がありました。

次に、押印を残すものはどのようなものがあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、契約行為等の一部や実印で意思表示をしなければならない手続き等、法令上決められたものについては押印を残すという内容の答弁がありました。

次に、役場庁舎内の事務においては押印廃止をするのかという内容の質疑がありました。

これに対し、役場庁舎内の事務においては、押印を廃止せず、現状どおり進めるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第5号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、今回の改正の目的は何かという内容の質疑がありました。

これに対し、今までに改正を繰り返す中で見にくくなっていた表を見やすく整理するのが目的である。報酬等の額は変わっていないという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第6号は全員賛成で可決すべきものとしました。

次に、議案第7号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当が1回につき500円とは、どのようなことを指すのかという内容の質疑がありました。

これに対し、コロナ感染患者の搬送などに対し、1回出動するごとに500円を支給するということである。1日で2回出動すれば、1,000円を支給するという内容の答弁がありました。

次に、500円はどのような根拠に基づき定めたのかという内容の質疑がありました。

これに対し、各自治体で定め方は異なる。人事院規則の一部改正では、1日当たり1,000円としているが、蟹江町としては1日当たりで定めず、1回当たりで500円と定めたという内容の答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症に限定した理由はあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、特殊勤務手当の特例に関する人事院規則の一部改正を受けて、第19項を追加して新型コロナウイルス感染症に特化し改正するものであるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第7号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、今回の条例改正について、改めて説明してほしいという内容の質疑がありました。

これに対し、今回の条例改正は税制改正に伴うものである。給与所得控除及び公的年金等の控除額が一律10万円引き下げる一方で、基礎控除額は10万円引き上げられることとなった。給与収入、公的年金の場合は、税額に影響はないが、事業収入については基礎控除額の増額のみが適用されるため、所得割は減額となる。また、軽減判定がかかりやすくなり、現行2割軽減であったほうが5割軽減になる可能性が大きくなるという内容の答弁がありました。

次に、国民健康保険税への影響額はどのくらいあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、所得割は、1人当たり800円の減収になると厚生労働省の試算が示されてお

り、蟹江町の被保険者数から計算すると、560万円から600万円の減収になると試算している。軽減判定による減収分については、国からの補助があるという内容の答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響で所得割が下がることが懸念されるが、どのように考えているかという内容の質疑がありました。

これに対し、国からの補助があると助かるが、今のところ補てんはないとされている。状況をよく見極めながら、財政運営に努めていきたいという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第8号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、質疑・討論もなく、議案第9号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、基金を1億円取り崩し、保険料月額基準額の上昇を200円とした。令和元年度決算では、基金が2億8,800万円ほどあった中で、基金の取り崩しを増やし、保険料を据え置くことができなかつたのかという内容の質疑がありました。

これに対し、基金の適正額は年間の給付費の1カ月分であるかどうかが目安だと考える。給付費の年間の実績額は22億円ほどであるため、2億円ほどが保有すべき最低限の金額であるとする。長期の計画を見据えた中では、1億円の取り崩しで介護保険事業を安定的に運営していくことが重要だと判断し、今回の算定に至ったという内容の答弁がありました。

次に、蟹江町の介護保険料は県内でも高い水準にあるが、なぜか。要支援、要介護者の認定が多いのであれば、対策を取らなければならないが、その点についてはどう考えているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、他の市町村と比較していないため推測の域は出ないが、名古屋市に隣接していること、介護施設等が充実し、比較的介護サービスが利用しやすいことが要因ではないかと考える。介護サービスの抑制には、介護予防事業を充実させた上で、いかに介護保険サービスを利用しないようにするかが重要だと考えるため、施策を考えていきたいという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、反対討論として、今回の条例の一部改正は保険料の算定の見直しであり、介護保険事業計画の第7期から第8期にかけて、基準額が5,500円から5,700円に引き上げられたものである。保険給付が増え、介護サービスを利用する人が増える中で、5,700円が妥当かどうか疑問である。コロナ禍においては据え置き、もしくは引き下げを考えなければならないと考え、反対するという内容の討論がありました。

これに対し、賛成討論として、今回の一部改正案は、第8期介護保険事業計画の策定に伴

い、1号被保険者にかかる令和3年度から令和5年度までの介護保険料を定めるために必要があって、定められるものである。高齢者や要支援者・要介護認定者の増加が見込まれており、介護サービスの利用などにより、要支援・要介護者や、その家族などの負担軽減を図ることが重要である。将来の介護保険制度の安定化を見据えながら、急激な負担増の抑制にも十分配慮することを強く要望し、賛成するという内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第10号は、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「蟹江町国民健康保険出産費資金貸付事業条例の廃止について」を議題としました。

審査に入ったところ、この事業は平成13年4月1日から始まったものであるが、それ以前にはこのような制度がなかったのか。また制度開始以来、どれだけの利用があったのかという内容の質疑がありました。

これに対し、平成13年度以前には、国民健康保険については、貸し付け制度はなかった。利用実績は、制度開始以来、平成18年度に1件のみであるという内容の答弁がありました。

次に、制度があっても利用者がいない。また、今は出産一時金を直接医療機関へ払うので、制度をなくす方向になったということでのいいのかという内容の質疑がありました。

これに対し、ご指摘のとおり、現在、直接医療機関に出産一時金を支払っている。また、貸付金は出産時だけでなく健診費用にも使うことができるが、現在、健康推進課の事業により健診費用の補助がある。他制度を活用し、出産にかかる費用を賄えると判断し、廃止するものであるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第13号は全員賛成で可決すべきものとなりました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(11番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第3 議案第5号「蟹江町固定資産評価審査委員会条例及び蟹江町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第10号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

議案第10号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」、反対の立場から討論をいたします。

この一部改正は、介護保険の第8期での保険料を引き上げるものです。介護保険ができて20年、第1期から第7期まで、常に保険料を引き上げてきました。基準額においても、第5期で4,750円、6期で5,100円、7期で5,500円であり、今回、8期の保険料基準額が3.6%増の月額5,700円の改正であります。上昇の要因として、要介護・要支援の認定者数、サービス利用者数の増加が見込まれる。また、地域密着型の施設を整備していくとあるが、毎年介護準備基金を増やし続け、令和1年決算でも、約2.9億円、現在3.5億円あります。令和2年12月議会でも、この基金を取り崩し、保険料を考えてほしいと要望しましたが、額として1

億円であります。これをどう考えるかではありますが、地域密着型介護老人福祉施設の整備は、待機者をつくらないようにするために必要であり評価ができます。しかし、コロナ禍で大変苦しんでいる町民の皆さんを応援するためにも、今回の引き上げは賛成できません。保険料の引き下げ、応能負担の強化をするべきと考え、反対いたします。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4番 水野智見君

4番 新風、水野です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

この一部改正案は、第1号被保険者に係る令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間における事業運営を円滑に行うためのものであります。高齢者や要支援・要介護認定者が今後増加し続けることが見込まれており、介護サービスを利用することによって、要支援・要介護者や家族など、介護者の負担軽減を図ることは大変重要なこととあります。将来の介護保険制度の安定化を見据えながら、急激な負担増の抑制などの点にも配慮することを強く要望し、賛成いたします。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第10号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第13号「蟹江町国民健康保険出産費資金貸付事業条例の廃止について」の委員長の報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 「総務民生常任委員会所管事務調査報告及び提言」を議題といたします。
調査報告を求めます。

総務民生常任委員長、吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○総務民生常任委員長 吉田正昭君

それでは、報告させていただきます。

総務民生常任委員会では、2年間にわたって所管事務調査として、将来の公共交通の在り方についての討議を重ねてまいりました。つきましては、その報告をいたしますとともに、本委員会から町長宛てに提言を申し上げるものです。

全国各地で、特に高齢者が日常の買い物、病院通い等の交通手段の不便さに困っています。高齢になると自分で車を運転することもままならなくなります。そのような状態でも家族の車があると、つい無理に運転してしまい、事故を起こしてしまうケースもあるでしょう。また、家族の勧めなどで運転免許証を自主返納する方もあります。

そのような日常生活の問題解決のため、地域に公共交通機関としてバスを走らせている自治体がたくさんあります。

蟹江町においても、お散歩バスの名称で、平日は2系統、休日は1系統、29人乗りのバスが走っています。ただ、このお散歩バスは、車体がちょっと大きくはないでしょうか。そのためか、町内の主な幹線道路を走ることになっています。ルート of 要所、要所に停留所が設けてありますが、問題は、その停留所までどのように行くかです。ほとんどの利用者が歩いていくことになります。停留所の近くの人はいいでしょうが、離れたところの人はどうでしょう。

特に、高齢者にとっては10分以上かかる地域もあるため、歩行が困難な人は外出を諦めてしまうかもしれません。蟹江町のお散歩バスにはそんな不便さがあり、バス停まで遠い人にもどのように来てもらうか、問題点はそこにあるように思います。

そこで、全国の事例を調査したところ、国土交通省も問題意識を持ち、いろいろな取り組みをしていることが分かりました。また、民間でも地域と連携して、問題解決のために新しい事業を始めているところもあります。

東京都の町田市では、グリーンスローモビリティ（電動小型低速車）を活用した送迎サービスを実施しています。

神奈川県横浜市の金沢区富岡地区では、ゴルフ場で見かける電気カート（電動小型低速車）を使用して実証実験が行われました。

また、富山県黒部市の宇奈月温泉では、低速バスが観光向けに利用されています。

全国至るところで実証実験が行われ、実際に小型低速車の購入を検討している自治体もあります。

以上を踏まえて、総務民生常任委員会から町長に次のように提言いたします。

1つ目に、地域住民のバス停までの交通手段の確保を目的に、蟹江町においても国土交通省のグリーンスローモビリティの活用検討に向けた実証調査支援事業に応募することを求めます。

2つ目に、須成地区において、祭人（さいと）を中心とした町並みの周遊や駐車場からの移動手段として、モビリティを観光面で活用するよう検討することを求めます。

3つ目に、利用者の利便性向上を図り、問題を解決するために、時期を見てお散歩バスの小型化やルートの見直しを求めます。

高齢社会における公共交通は、きめ細かい配慮が必要になります。今後、蟹江町が住みやすい町になるためには、各種の実証実験を行い、地域に合った選択が必要となるでしょう。

町長をはじめ執行部におかれましては、本提言が総務民生常任委員会の総意の下にまとめられたものであることを受け止められ、政策に反映されるよう強く要望いたします。

以上で、総務民生常任委員会の所管事務調査の委員会報告と、町長宛ての提言を終わります。

(11番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

以上で委員長報告を終わります。

日程第11 議案第11号「蟹江町コミュニティ・プラント整備事業分担金に関する条例の一部改正について」

日程第12 議案第12号「蟹江町下水道条例等の一部改正について」を一括議題といたします。

本2案は防災建設常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長、石原裕介君、ご登壇ください。

(3番議員登壇)

○防災建設常任委員長 石原裕介君

防災建設常任委員会に付託されました2案件につきまして、去る3月8日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第11号「蟹江町コミュニティ・プラント整備事業分担金に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、平均貸付割合とは何かという内容の質疑がありました。

これに対し、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期の貸し付けの平均利率のことであり、計算の根拠としているという内容の答弁がありました。

次に、今回の改正の要点を具体的に説明してほしいという内容の質疑がありました。

これに対し、今回の改正の要点は2点ある。1点目は、延滞金の算定方法を明確にしたことである。2点目は、市中金利の実勢を踏まえ、延滞金の特例基準割合を適用し、延滞金等の水準を下げたことであるという内容の答弁がありました。

次に、改正後の延滞金特例基準割合の適用日が令和3年1月1日以降の期間に対応するものとなっているが、それより前に改正しておくべきだったのではないかという内容の質疑がありました。

これに対し、地方税法の改正は令和2年3月に公布されていたが、見落としていた。市中金利も昨年より下がっているため、遡及適用するものであるという内容の答弁がありました。

次に、分担金が回収されないことは考えにくいですが、延滞金の対象となることがあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、コミュニティ・プラント整備事業は、南蟹江団地一帯の150戸ほどの世帯をつないで処理している。平成14年度に供用開始したが、その当時更地で下水道につないでいないお宅については賦課保留の扱いとなっている。実際に家が建ったときに分担金を納めるという運用であるが、まだ更地になっている区画もあり、今後分担金を賦課する予定があるため、改正するものであるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第11号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「蟹江町下水道条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、質疑・討論もなく、議案第12号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(3番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第11 議案第11号「蟹江町コミュニティ・プラント整備事業分担金に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号「蟹江町下水道条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第13 「防災建設常任委員会所管事務調査報告」を議題といたします。

調査報告を求めます。

防災建設常任委員長、石原裕介君、ご登壇ください。

(3番議員登壇)

○防災建設常任委員長 石原裕介君

防災建設常任委員会では、2年間にわたって所管事務調査として、防災についての討議を重ねてまいりましたので、その報告をいたします。

令和元年は伊勢湾台風から60年目の年でした。南海トラフ地震・津波災害や異常気象の影響で巨大化している台風などによる風水害は、昨今いつ起きてもおかしくない状況です。

海拔ゼロメートル地帯にある本町において、非常時に備えた対策の実情を把握し、住民の安心・安全を守ることができるよう、いま一度防災全体について調査研究することとしました。

まず、災害対策に関する事例研究として、名古屋市港防災センターと飛島村北拠点避難所を視察しました。

その後、昨年に入ってから、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況下において、万一災害が発生した場合に、避難所運営はどうなるのかという懸念が起こってききましたので、安心安全課職員による感染症対策下での避難所運營業務の講話を聞き、段ボールベッドの設

置等の実習を行いました。

また、任意の参加としましたが、日本災害情報学会会長、片田敏孝教授による、コロナ禍における災害避難の課題と自治体・市民の新たな関係構築と題した講演を聞く機会を持ちました。

各種情報を共有しながら委員各自が学び、委員会で討議を重ねました。

ここで、町長に次のとおりお願い申し上げます。

一つ目に、収束の兆しが見えないコロナ禍において、3密状態とならないような避難所運営の工夫や避難所の拡大をさらに検討してください。

二つ目に、備蓄のさらなる増量強化を図ってください。

三つ目に、非常時に対応できる人材の育成や各地域でのコロナ禍を想定した避難所訓練を何度も何度も行ってください。

四つ目に、災害ごみの集積所を1カ所だけではなく、数カ所設置することを検討してください。

よろしく願いいたします。

以上で、防災建設常任委員会の所管事務調査の委員会報告を終わります。

(3番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

以上で委員長報告を終わります。

ここで、保険医療課長、介護支援課長の退席と民生部次長、総務部次長兼税務課長の入場を許可いたします。

入れ替えのため、暫時休憩します。

(午前10時06分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時07分)

○議長 安藤洋一君

日程第14 議案第3号「令和2年度蟹江町一般会計補正予算(第9号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

前回、上程あったときに、議案第3号の請求の資料をいただきました。

ちょっと、若干これについてお聞きしたいのですが、今回のこの3号については、精算関係が多い議案なんです。これよく見ると、前回のときも、一般質問でもちょっとお話をした

地方創生臨時交付金の執行状況ということで、9号補正等までにほとんど充当して使ったと。なくなった事業もあって、その分は違うところに配分したりして、最終的には全て使ったということでした。

そこで、よく考えてみると、当初、前回のときに、令和2年9月議会のときにも補足資料で、一般財源の臨時交付金の額もそうなんですけれども、一般会計のこのときの合計が9,951万5,000円だったんですよ。臨時交付金、こうやって入ってきて、頑張っているいろいろな事業をやってきたんですけれども、実質今回出してもらった資料でいくと、3,678万1,000円で、一般会計が縮小されているんですね、持ち越しが。これをどう捉えていいのか、当初1億円近くも一般会計からも入れて、コロナ対策を国と県を活用しながら、一般会計も1億円弱入れて頑張って皆さんの応援をしようということ saying だけでいいけれども、最終的に今回出した資料だと、この金額なんですよ。これをどう考えていいのか、当初1億円使うつもりだったんだから、もうちょっと違う事業も一般会計でもできなかったのか、ちょっと捉えてしまうんですけれども、その点についてお願いいたします。

○政策推進室長 黒川静一君

それでは、議員のご質問にお答えさせていただきます。

当初はあくまでも、私どももどういった、交付金自体がどの程度配付されるのかということも分からない、本当に手探りの状態でしたので、まずはやれそうなものの事業について計上をさせていただき、その予算計上をさせていただいた中で、実際に事業を行っていく段階で、実際には件数を、予算ベースでは多少多めに計上させて、組まさせていただいておりましたが、実際、実績的にそれが、そこまでは数が伸びなかったという、そういったような事業等もございます件数がありますので、そういったところで、実際の額といいますか、一般財源の額のほうが下がってきておると、そういった状況で、この資料のほうを出させていただいたということでございます。

○2番 板倉浩幸君

今、答弁だと、当初は目いっぱい予算化をして、臨時交付金も当初、国も1次で7,000億円、それが実際に、じゃ、蟹江町にどれだけ入ってくるかという予測つかなくて、取りあえず財政調整基金崩しながらやってきたんですけれども、多く見積もって、最終的に、確かに協力金にしても、ひとり親の関係の町独自のやつも、そこまで配らなくてもよかったということで、あと一番分かるのが高齢者のインフルエンザ、これ当初蟹江で、本当すごいなと思ったら、県が後から、うちでやるということで、これゼロになってしまったんですけれども、実際も、じゃ、国・県がこれだけ、多いか少ないかは別として、じゃ、蟹江町単独としてももっとできたんじゃないのか、予算的に。当初の予算をここまで持ってこれたなら、ちょっとその点について、副町長でも、町長でもいいんですけれども、ちょっとお願いしたいと思えます。

○副町長 河瀬広幸君

今、板倉議員のご質問であります。

特に、3号の請求をいただいた資料を見ていただくと、先ほど板倉議員おっしゃったように、一番大きなものは、上段の第1号の協力金ですね、これ約1億6,100万円が約6,000万円の減額、後は同じように、町独自でやったものもやっぱり1,500万円、これが大きな要因になっていると思います。

これは、最初やるときに非常にタイトな要求の中に、しっかりと飲食店含めた事業者を助けるために検討、タイアップしてやりました。結果としては、300ぐらいの対象者のうち半数ぐらいということだったんで、それはそれとして、私としてもしっかりとした事業効果が出たなというように思っておるわけであります。

そんな中で、様々な事業に当初は交付金の見込みが立たなかった状況の中で、一般財源をしっかりと導入してやってきて、我々としては、ほぼほぼ今回、1号、2号、3号、4号の補正の中での事業の目的は達成されたというように考えております。

ただ、今おっしゃったように、実際は3,678万1,000円の一般財源の投入額でありましたので、そのやりくりの中で、しっかりと財源調整をしつつ、まだまだこれも、コロナ終わったわけじゃありません。今回補正の中で国も1億2,000万円の交付金も来ておりますので、それも含めて今度は令和3年度に向けての財源の担保と、それから交付金のやりくりを含めて、またしっかりとコロナ終わったわけでありませぬので、その状況の中で対応していきたいと、そんな考えで予算を執行してきましたということでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

ここで、総務部次長兼税務課長、下水道課長の退席と保険医療課長、健康推進課長の入場を許可いたします。

入れ替えのため、暫時休憩いたします。

(午前10時15分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

○議長 安藤洋一君

日程第15 議案第4号「令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第16 議案第14号「令和3年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

議案第14号「令和3年度蟹江町一般会計予算」に反対の立場で討論をいたします。

コロナ禍の感染が変異ウイルスもあり、一向に収まる気配が見えないかと思えます。なぜこんなにも感染拡大に弱い社会かと、社会保障を削るのがよいという新自由主義が日本に持ち込まれ、医療・介護・保育の予算が削るに削られてきたからこそです。

それでは、まず、歳入であります。

国の減収補てん債の追加や地方税徴収猶予にも対象や特例債の創設、また地方交付税の増額など、コロナ禍における住民の切実な要求実現のための予算は十分とは言えないものの、確保されていると思えます。まだまだコロナ禍では不十分であります。

歳出では、骨格予算とはいえ、教育・保育などの子育てでは、少人数学級、給食費の無償化など、また、子ども医療費の助成拡大など十分な施策とは言えません。また、高齢者施策においても、生活支援策、ごみ出しや日常生活、買い物支援など、また、お散歩バスの見直し、高齢者や障害者の外出支援など住民の要求がまだまだ拡充が必要であります。制度改悪

を許さず、暮らしを丸ごと抱える制度改善を強く求め、命と暮らしを守る町政づくりが必要です。

今回の予算では、評価できる点もありますが、コロナ禍で町民が求める暮らし最優先の予算になっていないと考え、蟹江町一般会計予算に反対といたします。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○3番 石原裕介君

3番 新風 石原です。

「令和3年度蟹江町一般会計予算」について、賛成の立場から討論を申し上げます。

令和3年度の蟹江町一般会計当初予算につきましては、町長の任期満了を迎えるため、義務的経費を中心とする骨格予算として編成されており、前年度比約8.1%減の109億5,304万2,000円を計上しています。この減少となった主な要因については、これまで継続して事業を実施してまいりましたJR蟹江駅の自由通路新設及び橋上駅舎化に係る事業費の大幅な減少であるとの説明を受けました。

また、その他の内容としては、保育サービスを充実させるための予算や学校ICTの有意義な利活用に向けた環境整備の予算、また、観光産業振興プロジェクトをはじめ、地域経済の活性化に向けた予算など、これからの人口減少局面に立ち向かっていく意思がしっかりと見える予算になっており、どれも必要不可欠なものであると考えます。

令和3年度は、第5次蟹江町総合計画の初年度であります。私といたしましても、次世代をしっかりと見据え、蟹江らしさを保ち続けるために、計画的かつ持続的なまちづくりに協力していかなければならないと考えており、今後は教育や福祉の充実、町民の安心・安全、産業の振興など、多方面の分野において、行政需要がますます高まることであります。事業の費用対効果を十分に勘案の上、さらなる事業の選択と集中を心がけ、将来に負担を残さない持続可能な住民目線による行政運営を期待し、本議案について賛成討論といたします。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第17 議案第15号「令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

議案第15号「令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

国保事業は、平成30年度から県単位化による予算となっております。この県単位から3年を経過しますが、令和3年度は、保険税率の見直しは当町では行われませんが、一般会計から7,000万円、基金を8,000万円国保会計に繰り入れることとしては評価ができます。今後、国は6年かけ、保険料、税の統一化を含む国保制度改革を目指し、一般会計からの法定外繰り入れをなくす計画を推進しており、町としても今後法定外繰り入れを継続、拡充する努力をしながら保険税の維持軽減を図ることが重要であります。また、傷病手当金の対象についても、国の基準には事業主が含まれていないので、町独自で対象を広げる予算になっておらず、子どもの均等割廃止や減免制度を拡充することが必要であります。国がやらないことを応援するのが自治体の役割だと思います。

そして、国保の構造的問題を解決するためには、抜本的な追加の公費投入が必要で、国の予算措置を増額させること、県の補助金を復活させることを国・県に求めていくことが必要であります。

やはり問題なのは、国保事業の県単位化であり、この県単位化についても反対でありますので、よって、議案第15号につきましては、反対をいたします。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○10番 佐藤 茂君

10番 新政会 佐藤茂。

私は賛成の立場から討論を申し上げます。

国民健康保険は被保険者である町民の皆様の健康と生命を守るためになくてはならない重要な役割を担う制度です。

歳入については、保険税の収納状況において、口座振替納付の利用促進やスマートフォン決済を導入する等、納税しやすい環境を整え、収納率向上に取り組んでおります。

歳出については、愛知県への事業費納付金や被保険者の皆様の保険給付費や各種保健事業に充てるものとなっております。引き続き生活習慣病の早期発見や重症化予防など、保健事業の充実にさらに取り組んでいただき、健全な財政運営に一層努めていただくよう要望し、本案に賛成させていただきます。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第18 議案第16号「令和3年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。
本案は、去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第19 議案第17号「令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

議案第17号「令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

第8期の保険料が改正され、65歳以上の方の保険料が基準額で、月200円引き上げられ、第1号保険者に対して、高い保険料が年金から天引き、また年金がない方でも、無収入でも、40歳以上であれば、どなたも保険料を払わなければならないという徴収がされているわけがあります。保険料を払えないと悲鳴が上がっているのに、いざ介護サービスを利用すると、高い利用料、一定所得がある人は2割、3割と負担が増えていきます。これでは安心して介護を受けられない、介護は生活を脅かす、こういった状況になっているのが今の介護保険制度であります。当初の介護の社会化から本当に大きく編集しているんだと言わざるを得ません。

また、介護予防・日常生活支援総合事業も始まり、この事業は要支援1、2の方に対し、訪問サービス、通所サービスが、町が行う総合事業に移行しております。多様な担い手として、基準緩和サービスやボランティア主体など、専門職以外に安上がりに拡大をしようとしており、利用者にとって総合事業を展開していますが、こういった総合事業の内容はとても分かりにくく、本当に使いにくいものになっているわけがあります。介護の重症化を防ぐこ

とは、介護を受けやすい状況を置くこと。また、介護保険特別会計が膨らまないようにするためには、予防や健康に関する事業は一般会計でもしっかり展開し、こういったことで特別会計のスリム化を図るべきだと考え、反対をいたします。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○10番 佐藤 茂君

10番 新政会 佐藤茂です。

令和3年度から令和5年度の第8期介護保険事業計画期間の1年目の予算案であります。

令和3年度予算総額は、前年度と比較しましてと約1億2,400万円の減額となっています。

歳入の介護保険料は、3年間の事業運営期間だけでなく、将来の介護保険事業を見据えたもので、歳出の予算額は、前年度の実績を踏まえ、介護給付費及び地域支援事業費に係る費用を抑えた額となっております。サービスの適正化、介護予防に努めることで健全な事業運営をされることを要望し、賛成とさせていただきます。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第20 議案第18号「令和3年度蟹江町コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第21 議案第19号「令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

議案第19号「令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

この議案については、国の制度でもありますが、制度そのものに当初から反対をしております。それ以上に問題と考えるのは都道府県単位で、広域でやられている点であります。保険料など広域連合で決めており、市町村で議論すべき内容が少なく、本来の町民の要求が伝わらないと考えます。

私としては、後期高齢者医療保険を市町村に戻すべきと考えており、その上でもっと議論すべきであり、このような制度は廃止すべきと考えますので、議案第19号について反対をいたします。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○10番 佐藤 茂君

10番 新政会 佐藤茂です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

令和3年度の後期高齢者医療保険事業特別会計予算は、歳入歳出とも療養給付費の増加に対応する予算措置がされており、適切な後期高齢者医療保険運営に必要な提案でございます。今後も引き続き高齢者への適切な医療給付と保険料収納率の向上を一層高め、高齢者の健康増進と健全な財政運営に努めていただくよう要望いたしまして、賛成させていただきます。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第22 議案第20号「令和3年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

議案第20号「令和3年度蟹江町水道事業会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

蟹江町の水道使用料金は、県下でも海部南水に続き高い水道料であります。使ってもいない基本料金を見直してほしいという要求が多い水道料金です。剰余金の合計のため込みが10

億円以上もあるのに対して、住民から徴収した水道料金で利益を上げ、多額の内部留保を増やし続ける事業運営を抜本的に改め、純利益相当部分を値下げに使い、世代間の負担の公平を図るべきであります。このあり余る内部留保を生かし、全ての利益を活用し、水道料金の引き下げる予算になっていないと考え、議案第20号に反対をさせていただきます。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4番 水野智見君

4番 新風 水野智見です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

水道事業においては、配水管布設替工事、配水池改修工事が増加しており、経営としては依然として厳しい状況となっています。このような経営状況にある中、経費の節約、有収率の向上に努め、安心・安全な水の安定供給を堅持された予算が編成されています。より一層の経営基盤の強化とライフラインの整備推進されることを強く要望し、本案に賛成します。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第23 議案第21号「令和3年度蟹江町下水道事業会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第24 発議第1号「新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化求める意見書(国宛て)の提出について」及び日程第25 発議第2号「新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化求める意見書(愛知県宛て)の提出について」を一括議題といたします。

提案説明を求めます。

高阪康彦君、ご登壇ください。

(14番議員登壇)

○14番 高阪康彦君

ご提案申し上げます。

発議第1号「新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和3年3月18日提出。

提出者、蟹江町議会議員、高阪康彦。

賛成者、同、吉田正昭、同、山岸美登利、同、板倉浩幸、同、中村英子、同、伊藤俊一、同、水野智見でございます。

朗読をもって提案に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化求める意見書（案）。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、医療・介護・福祉・保育事業所の経営が悪化しており、スタッフの賃下げにつながる事例も起こっている。防護具の不足から感染への不安も増している。医療や介護、福祉、保育は、大変公共性の高い分野であり、本来は事業所の運営や安全・安心な職員体制、働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきである。医療・介護・福祉・保育スタッフが安心して働き続けられ、地域の医療・介護・福祉・保育施設の経営を守るために、公的な財政措置を含めた支援の強化をするよう、下記の事項について国に要望する。

1 医療機関や介護・福祉・保育事業所に対し、新型コロナウイルス感染症に関する減収に対しての補てんをすること。医療機関や介護・福祉事業所が倒産・廃業にならないように、少なくとも前年の実績に基づき診療報酬や介護報酬の概算払いをすること。

2 今後、新型コロナウイルス感染症の再流行に備え、地域医療構想に基づく公立・公的病院の病床の削減をせず、感染症病床を増床し確保すること。

3 介護事業所が特例措置を活用した場合、通常予定した利用料との差額は国費で補てんし、利用抑制や実費負担増にならないようにすること。

4 マスクや消毒用アルコール液など、標準予防策に必要な資材が全ての医療機関、介護・福祉・保育事業所に行き渡るようにすること。また、安定的に確保・供給を図るための財政措置を強化すること。

5 医療介護福祉保育労働者のPCR検査を定期的実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月18日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣でございます。

続いて、発議第2号「新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和3年3月18日提出。

提出者、蟹江町議会議員、高阪康彦。

賛成者、同、吉田正昭、同、山岸美登利、同、板倉浩幸、同、中村英子、同、伊藤俊一、同、水野智見でございます。

朗読をもって提案に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化を求める意見書（案）。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、医療・介護・福祉・保育事業所の経営が悪化しており、スタッフの賃下げにつながる事例も起こっている。防護具の不足から感染への不安も増している。医療や介護、福祉、保育は、大変公共性の高い分野であり、本来は事業所の運営や安全・安心な職員体制、働く労働者の処遇の確保は国や県の責任で行われるべきである。医療・介護・福祉・保育スタッフが安心して働き続けられ、地域の医療・介護・福祉・保育施設の経営を守るために、公的な財政措置を含めた支援の強化をするよう、下記の事項について愛知県に要望する。

1 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた県内全ての医療機関を対象に、通常収益の減少分及びPCR検査の実施、発熱外来や帰国者・接触者外来の開設、医師・看護師等の専属スタッフの確保、危険手当等を支援すること。

2 県内全ての医療機関を対象に、新型コロナウイルス感染症に伴って受診抑制などで生じた通常収益の減少分及び感染対策への対応に伴って支出した新たな費用の増加分に対して支援を強めること。

3 県内全ての介護事業所や社会福祉施設が事業を継続し雇用を確保するために、実績払いの補助金や利用料等について、県が減収分を補てんすること。また、感染予防・感染対応等に係る費用の増加分に対して支援をすること。

4 地域医療構想に基づく、公立・公的病院の病床の削減をせず、感染症病床を増床し確保すること。また、マスクや消毒用アルコール液など、標準予防策に必要な資材が全ての医療機関、在宅・介護事業所に行き渡るようにすること。また、安定的に確保・供給を図るため財政措置を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月18日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、愛知県知事。

以上でございます。ご審議のほどお願いします。

(14番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

提案説明が終わったので、これより発議第1号の質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第25 発議第2号「新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化を求める意見書（愛知県宛て）の提出について」。

提案説明が終わっていますので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第26 発議第3号「国立病院の機能強化を求める意見書の提出について」を議題とい

たします。

提案説明を求めます。

吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○11番 吉田正昭君

それでは、提案申し上げます。

発議第3号 「国立病院の機能強化を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和3年3月18日提出。

提出者、蟹江町議会議員、吉田正昭。

賛成者、同、山岸美登利、同、板倉浩幸、同、中村英子、同、伊藤俊一、同、水野智見、同、高阪康彦。

朗読をもって提案に代えさせていただきます。

国立病院の機能強化を求める意見書(案)。

貴職においては、日頃より国民の医療・福祉の充実に尽力いただき心から感謝申し上げます。

戦後最悪といえる「COVID-19(以下、「新型コロナ」と表記)」の感染拡大によって、感染症対策のみならず、日本の医療体制のぜい弱さが浮き彫りとなった。いまだコロナ禍の終息が見えない中、医療従事者は厳しい人員体制で心身共に疲弊した状態で休むこともなく患者の命と向き合っている。

一方で、新型コロナ患者を受け入れることによって、その他疾病の患者の受診・入院が激減するなど病院経営を圧迫することから、民間医療機関では受け入れに慎重にならざるを得ない実態がある。

国民の命と健康を守るのは国の責務である。そのためにも全都道府県にネットワークを持つ国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院(以下「国立病院」と表記)の診療・研究に関わる必要な経費に国費を投入し、新興感染症対策など採算の取れないセーフティネット系医療において中心的役割を果たすよう機能強化することが地域医療を守り、充実させることにつながる。

また、新型コロナ蔓延時においては、人工呼吸器やECMO(人工心肺装置)等医療機器や取り扱うスタッフが不足し、重症患者への対応が十分にできなかった。さらに現場ではマスクや個人防護服などの必要物品が欠乏し、大幅な人員不足な上に、十分な感染対策もできないまま患者対応をせざるを得ない状況にも陥った。このように必要な人員、医療機関、物品が欠乏し、国民の命が救えないなどという状況はあってはならないことであり、国が責任を持って対策に取り組むことが必要である。

国立病院を機能強化し、憲法第25条に保障された国民の生存権及び国の社会的使命を果た

すよう以下の事項を強く要望する。

記

1 新型コロナ等の感染症や大規模災害から国民の命を守るため、国立病院を機能強化すること。

① 国の責任において、国立病院に新興・再興感染症対策に十分に対応できる専門病床を設置し、人工呼吸器やECMO等の医療機器の整備を進めること。

② 大規模災害等の発生時においても、患者・国民に万全な医療が提供できるよう国立病院の機能強化を図ること。

2 国立病院の機能強化を図るために、医師、看護師をはじめ、全ての職員を増員すること。

3 国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。

4 国立豊橋医療センターの診療機能の充実強化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月18日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

(11番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第27 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

お諮りいたします。

精読になっておりました選挙第4号「海部地区水防事務組合議会議員の選挙」、議案第23号「令和2年度蟹江町一般会計補正予算(第11号)」を、この際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、2案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

追加日程第28 選挙第4号「海部地区水防事務組合議会議員の選挙」を行います。

○議長 安藤洋一君

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部地区水防事務組合同規約第6条による組合議会議員に、石原裕介君を、ただし書きの規定による議員に、加藤勇吉君を指名いたします。

○議長 安藤洋一君

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました石原裕介君、加藤勇吉君を海部地区水防事務組合

議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました石原裕介君、加藤勇吉君が海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

○議長 安藤洋一君

ただいま海部地区水防事務組合議会議員に当選されました石原裕介君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長 安藤洋一君

追加日程第29 議案第23号「令和2年度蟹江町一般会計補正予算(第11号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

(午前11時13分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時13分)

○議長 安藤洋一君

ただいま理事者側から令和3年度一般会計予算に係る補正予算案を上程したい旨の申し出がありました。

お諮りします。

理事者側から申し出のありました令和3年度一般会計予算に係る補正予算案をこの際日程に追加し、議案第24号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算(第1号)」として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本案を日程に追加し、議題とすることに決定いたし

ました。

○議長 安藤洋一君

追加日程第30 議案第24号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第24号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）」。

令和3年度蟹江町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億471万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億5,775万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月18日提出。

蟹江町長 横江淳一。

8ページ、9ページのほうをお願いいたします。

歳入予算でございます。

こちら、今回の1号の補正案につきましては、国の補助金や交付金を受けまして、コロナウイルスワクチンの接種に係る体制整備や町独自の各種支援策の諸経費を計上させていただくものでございます。

歳入補正の内容でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目衛生費国庫負担金、補正額が1億7,567万円の増額補正でございます。内訳といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金でございます。

それから、2項の国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額が216万5,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、地方創生臨時交付金、これは庁舎のトイレ等の改修工事で196万4,000円、それから、同じく地方創生臨時交付金、これ感染対策用のサーキュレーターの設置工事でございます。こちらのほうで20万1,000円の補正内容でございます。

それから、2目民生費国庫補助金、補正額が1,903万円の増額補正でございます。内訳といたしまして、先ほどと同じく地方創生の臨時交付金で、ひとり親世帯応援臨時特別給付金の給付事業ということで403万円、それから新生児への子育て臨時給付金給付事業として1,500万円の補正内容でございます。

それから、3目衛生費国庫補助金、補正額が1億784万6,000円の増額補正でございます。

内訳といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保事業費国庫補助金といたしまして7,653万円、それから地方創生臨時交付金の臨時駐車場の用地借地料としまして116万2,000円、同じく、臨時交付金でタクシー料金の助成利用券の発行事業といたしまして、3,015万4,000円の補正の内容でございます。

続きまして、歳出の10ページ、11ページのほうをお願いいたします。

歳出予算でございます。

詳細につきましては、後ほどの全員協議会でご説明のほうをさせていただきたいと思っております。

歳出、2款の総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額が216万5,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして、財産管理事務費、こちらのほう、地方創生臨時交付金を活用いたしまして、本庁舎の感染対策をさせていただくものでございます。内容として、需用費の消耗品から工事請負費まで合わせまして、総額216万5,000円の内容でございます。

それから、3款の民生費、2項児童福祉費、6目ひとり親世帯応援臨時特別給付金給付事業費、補正額のほうが403万円の増額でございます。こちらのほう、ひとり親世帯への支援を行うものでございます。ひとり親世帯応援臨時特別給付金給付事業といたしまして、需用費の印刷製本費から補助金のひとり親世帯応援臨時特別給付金まで、合わせまして403万円の増額でございます。

それから、7目の新生児への子育て臨時給付金給付事業費、補正額が1,500万円の増額補正でございます。内容といたしまして、新生児を抱える親御さんに生活支援をするものでございます。新生児への子育て臨時給付金給付事業といたしまして、1,500万円の補正でございます。

それから、4款の衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額のほうが2億8,351万6,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、まず、人件費関係、人件費の関係、パートタイム会計年度任用職員の報酬から報償費、パートタイム会計年度任用職員の通勤費用弁償まで、合わせまして1,090万1,000円の補正でございます。

12、13ページのほうをお願いいたします。

同じく、2目の予防費でございます。需用費の消耗品から光熱水費まで、合わせまして789万9,000円、それから役務費、通信運搬費、いわゆる郵便料から医師等の保険料まで、合わせまして836万3,000円、それから委託料といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業委託料から健康カルテ予約データ取込機能導入委託料まで、合わせまして、総額で2億2,555万1,000円でございます。

それから、使用料の借上料の関係でございます。事務機器の借上料で26万4,000円、それから臨時駐車場の用地の借地料としまして116万2,000円、合わせまして、使用料及び賃借料

といたしまして142万6,000円の内容でございます。

最後に、扶助費、タクシー料金の助成費といたしまして2,937万6,000円の補正内容でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、ここで暫時休憩とし、直ちに全員協議会を開催します。全員協議会は本議場にて行います。

ここで、教育部次長兼教育課長、上下水道部次長兼水道課長、保険医療課長の退席と総務部次長兼税務課長、子ども課長の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時23分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時09分)

○議長 安藤洋一君

議案第24号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算(第1号)」の提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

大体さっきの協議会でどんな内容かというのを確認できたんですけども、じゃ、特に11ページにある今回の接種事業2億3,851万6,000円、これというのは、今回のワクチン接種について、ほぼといっていいほど国の事業ですよ。その中で、これがほとんど今回のワクチン接種に係る費用なんです。それと、あと13ページのところにもある委託料で、ワクチン接種事業委託料、この内容は医師に払う、ちょっとそこら辺、補足でお願いしたいと思います。

○民生部次長 佐藤正浩君

今回、予算計上させていただいたものがほぼほぼ接種に必要な費用だと考えております。

また、今、議員ご質問ございました13ページの委託料ですね、新型コロナウイルスワクチン接種事業委託料、こちらは医師にお支払いする委託料でございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

やっぱり、すごい金額かかってくるんだね。

あと、もう1点なんですけれども、今回、このワクチン接種の事業で、臨時駐車場の話と、さっきのタクシー料金の助成、これは地方創生臨時交付金第3次のやつを使って、1億1,900万円のうちを充当していくという形の確認と。

あと、この9ページの歳入で、今のタクシー料金3,015万4,000円、支出でタクシー料金の助成で2,937万6,000円、この違いって何ですか。それだけ、ちょっと確認させてください。

○政策推進室長 黒川静一君

まず、臨時交付金の関係ですけれども、議員言われるとおり、駐車場の借地料とタクシーの助成金の部分につきましては、第3次の分を使用しております。

○民生部次長 佐藤正浩君

タクシー料金助成利用券印刷費とタクシー料金助成費2,937万6,000円、これを合わせますと、約3,000万円になります。

以上です。

(発言する声あり)

○健康推進課長 小澤有加君

タクシー料金助成利用券の入と出の違いの部分ですけれども、議員にお示しいただいた扶助費の部分と、あと、その上の需用費の印刷製本費、タクシー料金助成利用券印刷費、こちらを合計していただいた額が歳入の予算額となっております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

タクシーの助成の扶助費と、今言っていたタクシー料金の利用券の印刷で、合わせて、それだけ全部地方創生臨時交付金としてもらえる金額ということで、それが、これ足すと一緒になるんだね。

○総務部長 浅野幸司君

では、私のほうから少し補足でご説明いたします。

地方創生の臨時交付金のほう、冒頭にもいろいろご説明させていただいたように、国のほうから、このワクチン関連の費用も含めたところの交付金ということでいただいております。その中で、どういうふうに事業に充てていくかというところで、担当課のほうでいろいろ精査をしまして、今回、この1号補正ということで計上をさせていただいておりますけれども、今、健康推進課長から答弁ありましたように、この扶助費の2,937万6,000円と、あと需用費の中の印刷製本費の77万8,000円、これ足しますと、しっかり、先ほど議員ご指摘のところの歳入のそのタクシー料金助成利用券発行事業という9ページのところの3,015万4,000円にぴったりこれきますので、何度も申し上げますけれども、しっかり国の交付金とか、補助金を受けまして、ワクチンの接種の体制確保ということで今回計上をさせていただいておりますので、よろしくご理解のほうをお願い申し上げます。

以上です。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

これで、本定例会の会議に付議された事件は、全て議了いたしました。

○議長 安藤洋一君

ここで、閉会の前に、横江町長より任期満了に伴う挨拶の申し出がありましたので、許可いたします。

横江町長、ご登壇ください。

(町長登壇)

○町長 横江淳一君

議長からお許しをいただきましたが、大変貴重な時間をお借りして任期満了に伴うご挨拶並びに御礼をさせていただきたいと思っております。

まずは、令和3年度の蟹江町議会定例会におきまして、骨格予算とは申し上げても、多額な一般会計予算、そして特別会計、企業会計を入れまして、総額で217億円余の大きなお金の予算を可決いただきました。本当にありがとうございます。

大変な大きな予算でありますので、しっかりと皆様方、預かりました血税を無駄がないように使っていかなければいけないなど、こんなふうに思っております。

私事でございますけれども、平成17年4月から第1期目の町長職に就かせていただきました。その当時の議員さん、今の議員さんより数をはるかに多かったわけですが、叱咤激励をいただきながら、ここまで、途中選挙が何回かございましたけれども、務めていくことができました。本当に感謝を申し上げたいというふうに思っています。

これも4年前に、ちょうどここでご挨拶をさせていただいたときにお話をしたことでございますが、今までやってきて自分の仕事に点数をつけるとすると何点だという質問を議員さんからいただきました。たしか、あの当時、70点つければいいかなという答えをさせていただいたと思っております。

今、4期16年務めさせていただき、議員各位のご協力、そして職員の勤勉さも相まって、当蟹江町は完璧な町をつくり上げる予定ではおりましたが、まだまだ厳しい面もございますし、しかしながら、すばらしいポテンシャルな町だというふうに思っております。

自分の点数は、まだやっぱり70点ぐらいなのかな、その30点をどこかで補わなければいけないなということを絶えず思いながら日々過ごしておるのが私の仕事でありました。

今回、12月の議会で、伊藤俊一議員から、あのときは唐突に近かったんですけども、まだまだ自分の心の中に、コロナ対策で一昨年の12月に起きました新型コロナウイルス蔓延の対策等々で頭がいっぱいでありまして、しかしながら、しっかりとやっぱり決意をさせていただくということで、ご返事を差し上げました。5期目、多選ということについては、いろいろなご批判もあるというのは十分承知おきをいたしております。

しかし、このコロナ禍において、この蟹江町を、この地域と一緒に頑張って引っ張っていこうと思えば、もう一頑張りやっつけていかなければいけないんじゃないか、自分に鼓舞をし、出馬することとさせていただきます。

この23日から町長選挙が行われるわけでありまして。大変、この厳しいコロナ禍、そして財政の厳しい中、しっかりとこの町政を預からさせていただきます、未来に向かって引っ張っていききたいな、こんなことを思っております。

第4次総合計画から第5次総合計画の大きな変わり目にある昨今、いろいろな議員さんから、まだまだできていないところがいっぱいあるじゃないかというご指摘もいただきながら、これからの新しい蟹江町、粋なまちの蟹江町を前に進めてまいりたいというふうに考えております。

小さな力ではありますが、地方公共団体の本分でありまして、小さな力で大きなことを起こそう、協働まちづくりをしっかりと前に進もう、10Kをこれからも進めていこう、SDGsも共に頑張っけてやっつけていこうと、いろいろな考え方がありますが、どうぞ皆様方のお力添えをいただきながら、5期目に向かってスタートしていきたい、その選挙に臨みたいというふうに考えてございます。

お力添えの程、どうぞよろしくお願いを申し上げますとともに、4期16年、大変お世話になりましたし、実際、5期目に向かっての新たな闘志を沸かせて選挙戦に臨んでまいりたいというふうに思っております。

ご協力のほど、そしてご支援のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(町長降壇)

○議長 安藤洋一君

ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

これをもって、本日の会議を閉じます。

以上で、令和3年第1回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午後1時22分)

会議の経過を記載して、その総意ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会議長 安 藤 洋 一

11番 議 員 吉 田 正 昭

12番 議 員 奥 田 信 宏